

## 一般財団法人北海道建設技術センターと「連携・協力協定」を締結

企画室

令和元年11月28日、「国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所と一般財団法人北海道建設技術センターとの連携・協力協定」（以下、「連携・協力協定」）を締結しました。

「連携・協力協定」は、寒地土木研究所と北海道建設技術センターが土木技術に関し包括的な連携の下、相互に協力することにより、土木技術の向上と普及を図り、北海道における効率的で効果的な社会資本の整備及び維持管理並びに北海道の開発の推進に資することを目的としています。

連携・協力事項には、地域における社会基盤の維持更新に関する技術支援及び情報交換、地域における技術力の向上及び技術者の育成のほか、調査研究、技術開発及び研究成果の普及が掲げられました。具体的な取り組み内容は、①老朽化が進む数多くの橋梁やトンネルなどを修繕計画に基づき確実な修繕を行うために、点検・診断技術や補修補強技術の指導・助言 ②北海道建設技術センターが開催する自治体技術職員を対象とした研修会や講習会への講師派遣 ③自治体が管理しているインフラの実態などについて情報共有を図り、調査研究への反映やフォーラムなどにおいて当研究所が開発した技術・研究成果を普及、その他の取り組みとして、自治体をフィールドとした調査研究における連携、研究成果普及の協力など多岐にわたり連携・協力を進めていくこととしています。

調印式は当研究所講堂で行われ、北海道建設技術センター岡田理事長と寒地土木研究所柳原所長により、協定書への署名及び協定書の交換が行われました。岡田理事長は、「本協定を通して、社会情勢の変化や様々な課題を的確にとらえ、北海道の良質な社会資本整備になお一層貢献できるよう、更なる事業展開と技術水準の向上に努め、北海道及び道内市町村の力となれるよう取り組んで参りたい。」と述べられました。柳原所長は、「より密接に連携・協力しながら、道内自治体の橋梁などの点検・補修などに関する技術的支援を強化するほか、土木技術に関する研修会・講習会の開催、講師の派遣など道内自治体の技術職員や地域の技術力向上のための支援、さらに当研究所の調査研究、

技術開発及び研究成果の普及活動など、我が国唯一の寒冷地土木技術に関する研究機関として、その役割を果たして参りたい。」と述べました。

北海道建設技術センターと寒地土木研究所は、これまでも北海道建設部を通じた間接的な協力体制を取ってきましたが、今回の連携・協力協定の締結により、道内自治体が直面する土木技術に関する共通の課題解決に向けた技術指導や技術協力などの取り組みが、効率的・効果的に進むことが期待されます。

(文責：海野 晃治)



協定書を手取る柳原所長（左）と岡田理事長（右）



挨拶する柳原所長